

物 価 高 騰 支 援

住まいのリフォーム助成金

《詳細》緊急経済対策室 ☎50-6640



住まいに関連したリフォーム工事に対し、工事費の一部を助成します。今回から工事を依頼する市内の事業者が助成の申請手続きを行います。詳細は、市ホームページをご覧ください。

対象 市内に住民票がある人

対象住宅など 市内に自己が所有し、居住する専用住宅およびその敷地

対象工事 市内でリフォーム工事を行うことができる法人、または、個人事業主が行う、工事費が20万円以上の住宅リフォーム工事やエアコン設置工事、外構整備工事などで、助成金の事前受付完了通知以降に着手し、8月31日までに完了する工事

助成額 対象工事費の10パーセント（上限15万円）

申請期間 3月18日(月)～5月31日(金)

※予算の上限に達するまで先着順。ただし、4月5日(金)までに予算の上限に達した場合は抽選。

申請方法 市内の工事業者から申請

助成までの流れ

市内の事業者が上記の対象工事を依頼し、申請に関する委任状を取り交わす
↓
市内の事業者が助成金事前受付書を市に提出する
↓
市内の事業者が市から事前受付完了通知書を受け取り後、工事着工
↓
工事施工後、依頼主（市民）が工事費支払後に市内の事業者が市に交付申請
↓
市が依頼主（市民）の口座に助成金を振り込み



低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）支援給付金

低所得者世帯（住民税均等割のみ課税世帯）を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、給付金を支給します。

■支給対象となる世帯

令和5年12月1日時点で住民票が市内にあり、下記の①または②に該当する世帯。

- ①「住民税均等割のみ課税」の世帯（世帯全員）
- ②「住民税均等割のみ課税」の人と「非課税」の人で構成されている世帯

■支給対象外の世帯

- ・令和5年度低所得世帯（住民税非課税世帯）支援給付金（3万円と追加7万円）の対象世帯
- ・住民税均等割が課税されている親族などに扶養されている者のみで構成されている世帯

■給付金の支給額 1世帯10万円

■申込方法

対象世帯には、3月下旬までに順次通知書を送付します。原則申請不要ですが、一部申請が必要な世帯があります。

■支給時期 3月下旬から給付を開始します。
《詳細》高齢福祉課 ☎25-2872

低所得世帯（こども加算分）支援給付金

平成17年4月2日以降生まれの児童を扶養し、以下の①または②に該当する世帯に給付金を支給します。詳細は、市ホームページをご覧ください。



■支給対象となる世帯

- ①令和5年度低所得世帯（住民税非課税世帯）支援給付金（追加7万円）支給世帯
- ②令和5年度低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）支援給付金（10万円）支給世帯

■給付金の支給額 児童1人あたり5万円

■申込方法

対象世帯には、案内文書を発送しています。市ホームページに掲載の申請書を郵送または直接提出してください。

なお、給付を辞退する場合は、案内文書記載の期限までに連絡してください。

■申請が必要な世帯

下記に該当する世帯は申請が必要です。

- ・令和5年12月2日以降に生まれた児童を扶養する世帯
- ・扶養している児童が別世帯の場合（寮で生活しているなど）

■支給時期 3月下旬から給付を開始します。
《詳細》子育て支援課 ☎25-2494 ☎051-8511 幸町1-2

⚠️ 詐欺や個人情報の搾取にご注意を！

低所得世帯支援給付金に関して、市職員が電話や訪問などで以下のことを求めることは絶対にありません。

- ATMの操作をお願いする
- 口座の暗証番号を聞く
- 受給にあたり、手数料の振り込みを求める

困ったときは

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員をかたる不審な電話や郵便などがあった場合は相談してください。

市消費生活センター…☎25-3100
消費者ホットライン…☎188
室蘭警察署…☎46-0110
警察相談ダイヤル…☎9110

